ACSES ニュースレター_２２４６号（2022 年 1 月 20 日）

発行：NPO 法人教育研究機関化学物質管理ネットワーク（ACSES）事務局

―目次（24 頁）―

[1] 化学物質関係事故、事件関係
◇その他の事故、事件
・日本歯科大、サーバー感染　付属病院、一時受付停止〈Web 報道〉
◇事故・事件対策、措置、訴訟等
・富士製薬に業務改善命令　一部試験実施せずと富山県〈Web 報道〉
・北九州市　ごみ処理施設で実証実験“不適ごみ”検知システム〈放送報道〉
□大災害、原発事故対策
[福島原発事故]
・食品中の放射性物質の検査結果について（１２７１報）〈厚生労働省〉
[原子力施設全般]
・核ごみ処分、火山に留意と規制委　最終処分場の選定要件検討〈Web 報道〉
[2] [特集] 新型コロナウイルス感染症
[状況]
◇省庁発表
◇マスコミ報道　見出し
[対策・予防]
◇ワクチン、検査薬、治療薬等
◇マスコミ報道　見出し
[3] 危険ドラッグの成分３物質を新たに指定薬物に指定
　～指定薬物等を定める省令を公布しました～〈厚生労働省〉
◇医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第十五項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令の一部を改正する省令(厚生労働省令第９号)〈官報〉
[4] 医療法、労働基準法施行規則、労働安全衛生規則等の一部改正
◇良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を推進するための医療法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令（政令第 26 号）〈官報〉
◇良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を推進するための医療法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（政令第 27 号）〈官報〉
◇労働基準法施行規則の一部を改正する省令（厚生労働省令第５号）〈官報〉
◇医療法第百二十八条の規定により読み替えて適用する労働基準法第百四十一条第二項の厚生労働省令で定める時間等を定める省令（厚生労働省令第６号）〈官報〉
◇良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を推進するための医療法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備及び経過措置に関する省令（厚生労働省令第７号）〈官報〉
◇労働安全衛生規則及び厚生労働省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令の一部を改正する省令（厚生労働省令第８号）〈官報〉
◇労働基準法施行規則第六十九条の三第二項第二号の規定に基づき厚生労働大臣が定める要件（厚生労働省告示第６号）〈官報〉
◇医師の労働時間短縮等に関する指針（厚生労働省告示第７号）〈官報〉
◇医療法第百十条第一項ただし書の規定に基づき厚生労働大臣の定める基準（厚生労働省告示第８号）〈官報〉
◇医療法施行規則第八十条第一号の規定に基づき救急医療を提供する病院又は診療所であって厚生労働大臣の定めるもの（厚生労働省告示第９号）〈官報〉
[5] 健康安全

満作（マンサク）

◇花粉の飛散、2 月上旬から　関東や九州、民間気象会社予想<Web 報道>
[6] 温暖化対策関係
◇平均気温が 7 年連続で高水準　温暖化傾向続く、国連警告<Web 報道>
[7] 関連会議等の開催案内、開催記録・報告、資料等
［開催案内］　７件　　［開催記録、報告、資料等］　４件
[8] その他
◇インフルエンザ、感染症関係：３件　◇薬物関係：１件　◇新化学物質、化学物質新利用技術等：１件
◇その他：１件

****

[1] ***化学物質関係事故、事件関係***

◇その他の事故、事件

・日本歯科大、サーバー感染　付属病院、一時受付停止
＜共同通信　2022 年 1 月 19 日＞　https://nordot.app/856358292350418944?c=39546741839462401
　日本歯科大付属病院（東京）のサーバーがコンピューターウイルスに感染し、一時新規患者の受け付けを停止していたことが 19 日、分かった。現在は復旧している。
　病院によると、14 日に病院内のサーバーに障害が発生し電子カルテが使えなくなった。サーバーがウイルスに感染したとみられる。病院は新規患者の受け入れを中止するなどし、18 日に通常の診療を再開した。病院は感染した原因を調べている。
　病院を狙ったサイバー攻撃が相次いでおり、厚生労働省は全国の病院に対し電子カルテ情報の適切なバックアップ体制が取られているかどうかなどの調査をする方針だ。

◇事故・事件対策、措置、訴訟等

・富士製薬に業務改善命令　一部試験実施せずと富山県
＜共同通信　2022 年 1 月 20 日＞　https://nordot.app/856461575766392832?c=39546741839462401
　富山県は 19 日、国が承認した試験の一部を実施せず医薬品を製造販売したなどとして、富士製薬工業（東京）に対し、医薬品医療機器法に基づき業務改善を命じた。対象製品は既に自主回収済みで、健康被害は確認されていない。
　県と同社によると、富山市の工場で製造する排卵誘発剤や緊急避妊薬など 4 品目について、国が承認した純度試験の一部を実施していなかったり、規定と異なる方法で試験したりする違反行為があった。1998 年ごろから続いていたものもあるという。
　同社は「命令を重く受け止める。徹底した改善計画を策定し、実践する」とのコメントを出した。

・北九州市　ごみ処理施設で実証実験“不適ごみ”検知システム
＜TVQ 九州放送　2022 年 1 月 19 日＞
https://news.yahoo.co.jp/articles/34410190820454e4c0e404b7a47c0996705fabb8
北九州市のごみ処理施設で本来搬入されないはずのごみ、いわゆる「不適ごみ」を検知するシステムの実証実験が始まりました。北九州市八幡西区の皇后崎工場。周辺地域から出た可燃ごみや粗大ごみの焼却処分をしています。機械を使って粗大ごみを細かくする際にガスボンベやリチウムイオンバッテリーなど本来搬入されないはずのごみ「不適ごみ」が混ざっていると発火して火事の原因になります。皇后崎工場では過去２年で２２件の火災が発生。その原因は不適ごみとされています。今回導入するシステムでは人工知能＝ＡＩが映像からガスボンベ

などの不適ごみを検知します。現在、不適ごみを探す作業は工場の職員が不定期で行っていて検知システムが本格稼働すれば常時監視が可能になるということです。

□*大災害、原発事故対策*

[福島原発事故]

・食品中の放射性物質の検査結果について（１２７１報）（東京電力福島原子力発電所事故関連）

＜厚生労働省　2022 年 1 月 19 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=q1GEtgDM8iKJw_I5Y

１　自治体の検査結果

茨城県、宇都宮市、埼玉県、柏市、東京都、横浜市、川崎市、京都府

※ 基準値超過　なし

２　緊急時モニタリング又は福島県の検査結果

※ 基準値超過　２件

No.　1　　福島県産　　乾燥コウタケ　　(Cs：720 Bq/kg)

No.　2　　岩手県産　　乾燥コウタケ　　(Cs：180 Bq/kg)

[原子力施設全般]

・核ごみ処分、火山に留意と規制委　最終処分場の選定要件検討

＜共同通信　2022 年 1 月 19 日＞　https://nordot.app/856378384280682496?c=39546741839462401

原子力規制委員会は 19 日、原発から出る高レベル放射性廃棄物（核のごみ）を地下深くに埋設する最終処分場の選定過程で考慮するべき要件について、施設を損傷する恐れがある火山現象に特に留意して検討する必要があるとの考えを示した。火山の発生メカニズムなどについて、専門家から意見を聞く。

規制委は昨年、廃炉で出る低レベル放射性廃棄物の一部について、活断層や火山を避けて地下 70m より深くに埋めるとの処分基準を策定。高レベル廃棄物は 300m より深くに埋める。このため、規制委は特に火山現象について、新たな火山の発生可能性を含め、詳細に検討する必要があるとした。

****

[2] *[特集] 新型コロナウイルス感染症*

[状況]

◇省庁発表

・新型コロナウイルス感染症の患者等の発生について（空港検疫）

＜厚生労働省　2022 年 1 月 19 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=A_ksHqhkWoohaliRY

・新型コロナウイルス感染症の現在の状況と厚生労働省の対応について（令和４年１月 19 日版）

＜厚生労働省　2022 年 1 月 19 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=L9UAMoRIdqYNR3e9Y

・新型コロナウイルス感染症に関する報道発表資料（発生状況、国内の患者発生、空港検疫事例）を更新しました

＜厚生労働省　2022 年 1 月 19 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=f4VQYtQYJvZdFzPtY

・新型コロナウイルス　ゲノムサーベイランスによる系統別検出状況を掲載しました

＜厚生労働省　2022 年 1 月 19 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=IdsOPIpGeKgDSWqzY

・「都道府県別の懸念される変異株の国内事例数(ゲノム解析)」を掲載しました

＜厚生労働省　2022 年 1 月 19 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=4xnM_kiEumrBi6lxY

◇マスコミ報道　見出し

・喫煙歴 コロナ重症化のリスク高 男性 1.51 倍 女性 1.94 倍にも

＜NHK　2022 年 1 月 20 日＞　https://www3.nhk.or.jp/news/html/20220120/k10013439781000.html

・パンデミック終息「程遠い」　WHO

＜時事ドットコム　2022 年 1 月 19 日＞　https://www.jiji.com/jc/article?k=2022011900730&g=int

・ドイツの新規感染、最多 11 万人　2 月ピーク、接種義務に異論も
＜共同通信　2022 年 1 月 19 日＞　https://nordot.app/856518076978462720?c=39546741839462401
・香港、輸入ハムスターから感染か　検査の上で殺処分
＜共同通信　2022 年 1 月 19 日＞　https://nordot.app/856186646082797568?c=39546741839462401

・オミクロン株　“かつてない感染拡大”　今できることは
＜NHK　2022 年 1 月 19 日＞　https://www3.nhk.or.jp/news/html/20220119/k10013438681000.html
「オミクロン株」によって全国各地で新型コロナの感染が始まって以来、最多となる感染者数が報告され、欧米などで見られた急激な感染拡大が今まさに日本国内で起きています。いまや、国内で検出される新型コロナウイルスのほとんどがオミクロン株に。感染力が強い一方、重症化するリスクはデルタ株などと比べると低いことも分かってきていますが、それでも感染の急拡大に伴って入院する人は急増し、病床の使用率は日に日に上がってきています。感染はどんなところで広がっているのか。これだけ広がっているいま、感染を防ぐためにはどうすればいいのか。分かってきたことをまとめました。（2022 年 1 月 19 日現在）

[対策・予防]
・全員検査で行動制限厳格化　政府、13 都県にまん延防止
＜共同通信　2022 年 1 月 19 日＞　https://nordot.app/856456553753608192?c=39546741839462401
　政府は 19 日、新型コロナウイルス感染症対策本部の会合を開き、首都圏など 13 都県にコロナ対応の「まん延防止等重点措置」の適用を決定した。既に適用中の広島、山口、沖縄と合わせ、対象は 16 都県に広がる。飲食店対策を柱に据え、医療提供体制の逼迫を防ぐ狙い。酒類提供の可否は自治体によって判断が分かれる。ワクチン接種証明などで行動制限を緩和する「ワクチン・検査パッケージ」は原則停止し、より厳格な全員検査を要件とし、経済活動との両立を図る。
　全員検査は感染対策の第三者認証を受けた飲食店で、5 人以上で会食したり、大規模イベントを満員で開催したりする際の条件となる。
・飲食店の酒類提供、目立つ選択制　まん延防止追加の 13 都県
＜共同通信　2022 年 1 月 19 日＞　https://nordot.app/856516567249190912?c=39546741839462401
　新型コロナウイルスの「まん延防止等重点措置」適用が新たに決まった 13 都県は 19 日、対象地域や飲食店に求める営業時間の短縮、酒類提供の方法などを取りまとめた。飲食店では自治体の感染対策の認証を受けた店を中心に（1）午後 8 時までの酒類提供と午後 9 時閉店（2）酒類提供なしの午後 8 時閉店―の選択制を採用するケースが目立った。
　選択制を取るのは東京都のほか神奈川県、愛知県、三重県、香川県、熊本県など。酒類を提供しない場合に協力金の額を増やす自治体では、業態や客層によって店舗側が選べるようになった。岐阜県や長崎県では午後 8 時までの営業で終日の酒類提供停止を求める。

◇ワクチン、検査薬、治療薬等
・自費検査を提供する検査機関一覧を更新しました。
＜厚生労働省　2022 年 1 月 19 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=h32omizg3g6177UVY

・子どもへのワクチン 接種に意義 きめ細かな対応を 小児科学会
＜NHK　2022 年 1 月 20 日＞　https://www3.nhk.or.jp/news/html/20220120/k10013439851000.html
---

◇マスコミ報道　見出し
・広がる出社抑制　企業に危機感　職場接種前倒しも
＜産経ニュース　2022 年 1 月 19 日＞
https://www.sankeibiz.jp/article/20220119-SD2IXULHKJMQJOPMCUDZOHJBHA/

・イギリス マスク着用義務など規制撤廃の方針 感染者減少傾向で
＜NHK　2022 年１月 20 日＞　https://www3.nhk.or.jp/news/html/20220120/k10013439951000.html
・コロナ、「緊急事態」継続　渡航制限は解除・緩和を―ＷＨＯ
＜時事ドットコム　2022 年１月 20 日＞　https://www.jiji.com/jc/article?k=2022012000145&g=int

・抗菌コート、対策広がる　JAL グループへの依頼増
＜共同通信　2022 年１月 19 日＞　https://www.47news.jp/news/7306148.html
新型コロナウイルスのオミクロン株の感染が拡大する中、自治体や大学で施設内に抗菌・抗ウイルス加工を施す取り組みが広がっている。国内の航空業界で初めて導入した日本航空のグループ会社に問い合わせが増えており、担当者は「不安な日々が続いており、少しでも感染リスクを軽減できれば」と強調する。
****

[3] 危険ドラッグの成分３物質を新たに指定薬物に指定
～指定薬物等を定める省令を公布しました～
＜厚生労働省　2022 年１月 19 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=Z51IeswAPu5FDz31Y
厚生労働省は、本日付けで危険ドラッグに含まれる別紙の３物質を新たに「指定薬物」（※１）として指定する省令（※２）を公布し、令和４年１月 29 日に施行することとしましたので、お知らせします。
新たに指定された３物質は、昨日（１月 18 日）の薬事・食品衛生審議会薬事分科会指定薬物部会において、指定薬物とすることが適当とされた物質であるため、早急に指定（※３）を行うこととなります。
施行後は、これらの物質とこれらの物質を含む製品について、医療等の用途以外の目的での製造、輸入、販売、所持、使用等が禁止されます。
なお、これらの物質は、輸入時に新たに発見された物質や海外で流通している物質であり、厚生労働省は危険ドラッグが海外から輸入され、乱用されることのないよう水際（輸入）対策を強化していく方針です。
また、今後、インターネットによる販売も含め、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律に基づく無承認無許可医薬品としての指導取締りも強化していく方針です。
危険ドラッグについては、販売、購入、輸入等をしないよう強く警告いたします。

※１　厚生労働大臣は、中枢神経系への作用を有する蓋然性が高く、人の身体に使用された場合に保健衛生上の危害が発生するおそれのある物を「指定薬物」として指定する（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第２条第 15 項）。指定薬物は、製造、輸入、販売、所持、使用等が禁止されている（罰則：３年以下の懲役または300万円以下の罰金。業としての場合は５年以下の懲役または500万円以下の罰金）。

※２　医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第十五項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令の一部を改正する省令（令和４年厚生労働省令第９号）

※３　部会において指定薬物とすることが適当とされた物質については、使用による健康被害等を防止するため、パブリックコメントの手続きを省略し、指定薬物として早急に指定することとしている。

別紙　　https://www.mhlw.go.jp/content/11126000/000791456.pdf
（別紙）

新たに指定された指定薬物の名称
［物質１］　省令名：５－（シクロヘキシルメチル）－２－（２－フェニルプロパン－２－イル）－２，５－ジヒドロ－１Ｈ－ピリド［４，３－ｂ］インドール－１－オン
通称等：CUMYL-CH-MEGACLONE, CUMYL-CHMEGACLONE
CAS番号：（調査中）＊
［物質２］　省令名：１－｛１－［１－（４－ブロモフェニル）エチル］ピペリジン－４－イル｝－１，３－ジヒ

ドロー２Ｈ－ベンゾ［ｄ］イミダゾール－２－オン
通称等：Brorphine
CAS番号：2244737-98-0　＊
［物質３］　省令名：メチル＝２－［１－（５－フルオロペンチル）－１Ｈ－ピロロ［２，３－ｂ］ピリジン－３－カルボキサミド］－３，３－ジメチルブタノアート
通称等：5F-MDMB-P7AICA
CAS番号：（調査中）＊　　＊　ACSES事務局調べ。

◇医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第十五項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令の一部を改正する省令（厚生労働省令第９号）

［官報］　令和４年１月 19 日　特別号外　第４号　1～2 頁
https://kanpou.npb.go.jp/20220119/20220119t00004/20220119t000040001f.html

○厚生労働省令第９号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第二条第十五項の規定に基づき、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第十五項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和４年１月 19 日　　厚生労働大臣　　後藤　茂之

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第十五項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令の一部を改正する省令

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第十五項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令（平成十九年厚生労働省令第十四号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改　正　後	改　正　前
（指定薬物） **第一条**　医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号。以下「法」という。）第二条第十五項の規定に基づき、次に掲げる物を指定薬物に指定する。 一～百八　（略） 百九　（略） 百十　５－（シクロヘキシルメチル）－２－（２－フェニルプロパン－２－イル）－２・５－ジヒドロ－１Ｈ－ピリド[４・３－ｂ]インドール－１－オン及びその塩類 百十一　（略） 百十二～二百十二　（略） 二百十三　（略） 二百十四　１－｛１－［１－（４－ブロモフェニル）	（指定薬物） **第一条**　医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号。以下「法」という。）第二条第十五項の規定に基づき、次に掲げる物を指定薬物に指定する。 一～百八　（略） 百九　［１－（シクロヘキシルメチル）－１Ｈ－インドール－３－イル］（４－メトキシナフタレン－１－イル）メタノン及びその塩類 （新設） 百十　１－（２・３－ジクロロフェニル）ピペラジン及びその塩類 百十一～二百十一　（略） 二百十二　２－（８－ブロモ－２・３・６・７－テトラヒドロベンゾ[１・２－ｂ：４・４－ｂ’]ジフラン－４－イル）エタンアミン及びその塩類 （新設）

エチル]ピペリジン－４－イル｝－１・３－ジヒドロ－２Ｈ－ベンゾ[ｄ]イミダゾール－２－オン及びその塩類	
二百十五　（略）	二百十三　１－（８－ブロモベンゾ[１・２－ｂ：４・５－ｂ’]ジフラン－４－イル）プロパン－２－アミン及びその塩類
二百十五～二百六十	二百十四～二百五十八
二百六十一　（略）	二百五十九　メチル＝２－[１－（５－フルオロペンチル）－１Ｈ－インドール－３－カルボキサミド]－３－メチルブタノアート及びその塩類
二百六十二　メチル＝２－[１－（５－フルオロペンチル）－１Ｈ－ピロロ[２・３－ｂ]ピリジン－３－カルボキサミド]－３・３－ジメチルブタノアート及びその塩類	（新設）
二百六十三　（略）	二百六十　３－メチル－２－（４－メチルフェニル）モルフォリン及びその塩類
二百六十四～三百五	二百六十一～三百二

附　則

この省令は、公布の日から起算して十日を経過した日から施行する。

****

[4]

◇良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を推進するための医療法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令（政令第 26 号）

［官報］　令和４年１月 19 日　号外　第 13 号　９頁

https://kanpou.npb.go.jp/20220119/20220119g00013/20220119g000130009f.html

あらまし

◇良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を推進するための医療法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令（政令第 26 号）（厚生労働省）

良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を推進するための医療法等の一部を改正する法律（令和三年法律第四九号）附則第一条第四号に掲げる規定の施行期日は、令和四年二月一日とするものとした。

◇良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を推進するための医療法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（政令第 27 号）

［官報］　令和４年１月 19 日　号外　第 13 号　９～10 頁

https://kanpou.npb.go.jp/20220119/20220119g00013/20220119g000130009f.html

◇良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を推進するための医療法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（政令第 27 号）（厚生労働省）

一　医療法施行令の一部改正関係

１　国の開設する病院又は診療所については、医療法の面接指導等に係る規定を適用しないこととした。（第一二条関係）

２　違反した場合に特定労務管理対象機関の指定の欠格事由となる労働に関する法律の規定は、次のとおりとすることとした。（第一四条関係）⑴　労働基準法第二四条、第三二条、第三四条、第三五条第一項、第三六条第六項（第二号及び第三号に係る部分に限る。）、第三七条第一項及び第四項並びに第一四一条第三項の規定（これらの規定（同法第二四条並びに第三七条第一項及び第四項を除く。）を労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第四四条第二項の規定により適用する場合を含む。）⑵　最低賃金法第四条第一項の規定

二　介護保険法施行令の一部改正関係

介護老人保健施設及び介護医療院について準用することとされている医療法の面接指導等に係る規定に係る技術的読替えを整備することとした。（附則第七条の二第一項関係）

三　介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部改正関係

良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を推進するための医療法等の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）第四条の規定による介護保険法の改正に伴い、介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の所要の規定の整理を行うこととした。（附則第四条～第一四条関係）

四　良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を推進するための医療法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置を定める政令の一部改正関係

１　改正法附則第三条第二項の規定により改正法第二条の規定による改正後の医療法（以下この１において「第五号新医療法」という。）第一〇七条第一項の規定の例による医療機関勤務環境評価センターの指定を受けた者は、改正法附則第一条第五号に掲げる規定の施行の日（以下この１において「第五号施行日」という。）前においても、第五号新医療法第一一〇条及び第一一八条第三項の規定の例により、手数料の額及び評価等業務諮問委員会の委員の任命に関し厚生労働大臣の認可を受けることができることとし、この場合において、当該認可は、第五号施行日において第五号新医療法第一一〇条又は第一一八条第三項の規定によりされたものとみなすこととした。（第一条関係）

２ 病院又は診療所の管理者について、改正法の施行の日の前日までの間、当該病院又は診療所に勤務する医師の労働時間が厚生労働省令で定める時間を超えている場合には、労働時間短縮計画を作成するよう努めなければならないこと等を定める改正法附則第四条の規定は、国の開設する病院又は診療所については、適用しないこととした。（第四条関係）

３ 改正法附則第一〇条の規定によりその例によることとされる改正法第三条の規定による改正後の医療法第一二一条第二項の規定による委託を受けた者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であった者であって、正当な理由がなく、当該委託に係る事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならないこととする同条第三項の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は五〇万円以下の罰金に処することとした。（第五条関係）

五　施行期日この政令は、令和六年四月一日から施行するものとした。ただし、次に掲げる事項は、それぞれ次に定める日から施行するものとした。

１　四の１ 公布の日

２　四の２ 改正法附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日（令和四年二月一日）

３　四の３ 令和四年四月一日

◇<u>労働基準法施行規則の一部を改正する省令（厚生労働省令第５号）</u>

［官報］　令和４年１月 19 日　号外　第 13 号　18～28 頁

https://kanpou.npb.go.jp/20220119/20220119g00013/20220119g000130018f.html

○厚生労働省令第５号

労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第三十六条第一項及び第二項第五号並びに第百四十一条第一項から第三項まで並びに同条第一項（医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第百二十八条の規定により適用する場合を含む。）の規定により読み替えて適用する労働基準法第三十六条第三項の規定に基づき、労働基準法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和４年１月 19 日　　厚生労働大臣　　後藤　茂之

労働基準法施行規則の一部を改正する省令

労働基準法施行規則（昭和二十二年厚生省令第二十三号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改　正　後	改　正　前
附　則 <u>第六十九条の二</u>　<u>法第百四十一条第一項の厚生労働省令で定める者は、病院（医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第一条の五第一項に規定す</u>	（新設）

る病院をいう。次条第二項第二号において同じ。）若しくは診療所（同法第一条の五第二項に規定する診療所をいう。次条第二項第二号において同じ。）において勤務する医師（医療を受ける者に対する診療を直接の目的とする業務を行わない者を除く。）又は介護老人保健施設（介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第八条第二十八項に規定する介護老人保健施設をいう。次条第二項第二号において同じ。）若しくは介護医療院（同法第八条第二十九項に規定する介護医療院をいう。次条第二項第二号において同じ。） において勤務する医師（以下「特定医師」という。）をいう。

第六十九条の三　法第百四十一条第一項（医療法第百二十八条の規定により適用する場合を含む。第五項において同じ。）の規定により法第三十六条の規定を読み替えて適用する場合における第十七条の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。ただし、医療法第百二十八条の規定により読み替えられた場合にあつては、同表第一項ただし書きの項中「法第百四十一条第二項」とあるのは「医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第百二十八条の規定により読み替えて適用する法第百四十一条第二項」と、同表第一項第三号の項中「法第百四十一条第三項」とあるのは「医療法第百二十八条の規定により読み替えて適用する法第百四十一条第三項」とする。

第一項ただし書き	同条第五項	法第百四十一条第二項
第一項第二号	法第三十六条第二項第四号	第六十九条の三第二項第一号
第一項第三号	法第三十六条第六項第二号及び第三号	法第百四十一条第三項
第一項第四号	法第三十六条第三項の限度時間	法第百四十一条第一項（医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第百二十八条の規定により適用する場合を含む。）の規定により読み替えて適用する法第三十六条第三項の厚生労働省令で定める時間

②　法第百四十一条第一項の場合において、法第三十六条第一項の協定に、同条第二項第五号の厚生労働省令で定める事項として、前項の規定により読み替えて適用する第十七条第一項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を定めるものとする。

一　対象期間における一日、一箇月及び一年のそれぞれの期間について労働時間を延長して労働させることができる時間又は労働させることができる休日の日数

二　医療法第十条の規定により病院若しくは診療所の開設者が当該病院若しくは当該診療所を管理させることとした者又は介護保険法第九十五条若しくは同法第百九条の規定により介護老人保健施設若し

（新設）

くは介護医療院の開設者が当該介護老人保健施設若しくは当該介護医療院を管理させることとした者（以下この項において「管理者」という。）に、一箇月について労働時間を延長して労働させ、及び休日において労働させる時間が百時間以上となることが見込まれる特定医師に対して厚生労働大臣が定める要件に該当する面接指導を行わせること。

三　管理者に、前号の規定による面接指導（面接指導の対象となる特定医師の希望により、当該管理者の指定した医師以外の医師が行つた面接指導であつて、当該管理者がその結果を証明する書面の提出を受けたものを含む。）の結果に基づき、当該面接指導を受けた特定医師の健康を保持するために必要な措置について、当該面接指導が行われた後（当該管理者の指定した医師以外の医師が当該面接指導を行つた場合にあつては、当該管理者がその結果を証明する書面の提出を受けた後）、遅滞なく、当該面接指導を行つた医師の意見を聴かせること。

四　管理者に、第二号の規定による面接指導を行つた医師の意見を勘案し、その必要があると認めるときは、当該面接指導を受けた特定医師の実情を考慮して、遅滞なく、労働時間の短縮、宿直の回数の減少その他の適切な措置を講じさせること。

五　管理者に、医療法第百八条第六項の規定により、一箇月について労働時間を延長して労働させ、及び休日において労働させる時間が特に長時間である特定医師に対して労働時間の短縮のために必要な措置を講じさせること。

③　前項第三号の書面は、当該特定医師の受けた面接指導について、次に掲げる事項を記載したものでなければならない。

一　実施年月日

二　当該面接指導を受けた特定医師の氏名

三　当該面接指導を行つた医師の氏名

四　当該面接指導を受けた特定医師の睡眠の状況

五　当該面接指導を受けた特定医師の疲労の蓄積の状況

六　前二号に掲げるもののほか、当該面接指導を受けた特定医師の心身の状況

④　第二項第二号から第五号までの事項は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める場合には、法第三十六条第一項の協定に定めないことができる。

一　第二項第二号から第四号までに掲げる事項一箇月について労働時間を延長して労働させ、及び休日において労働させる時間が百時間以上となることが見込まれない場合

二　第二項第五号に掲げる事項一箇月について労働時間を延長して労働させ、及び休日において労働させる時間が特に長時間となることが見込まれない場合

⑤　法第百四十一条第一項の規定により読み替えて適用する法第三十六条第三項の厚生労働省令で定める時間は、一箇月について四十五時間及び一年について三百六十時間（法第三十二条の四第一項第二号の対象期間として三箇月を超える期間を定めて同条の規定により労働させる場合にあつては、一箇月について四十二時間及び一年について三百二十時間）とする。

第六十九条の四　法第百四十一条第二項の厚生労働省令で定める時間は、労働時間を延長して労働させ、及び休日において労働させることができる時間について、一箇月について百時間未満及び一年について九百六十時間とする。ただし、法第三十六条第一項の協定に前条第二項第二号から第四号までに規定する事項を定めた場合にあつては、一年について九百六十時間とする。	（新設）
第六十九条の五　法第百四十一条第三項の厚生労働省令で定める時間は、労働時間を延長して労働させ、及び休日において労働させる時間について、一箇月について百時間未満及び一年について九百六十時間とする。ただし、第六十九条の三第二項第二号に規定する面接指導が行われ、かつ、同項第四号に規定する措置が講じられた特定医師については一年について九百六十時間とする。	（新設）
第七十条　第十六条第一項の規定にかかわらず、法第三十六条第二項第一号に規定する労働者に特定医師が含まれている場合における同条第一項の規定による届出は、様式第九号の四（法第百四十一条第二項（医療法第百二十八条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に規定する事項に関する定めをする場合にあつては、様式第九号の五）により、所轄労働基準監督署長にしなければならない。	第七十条　第十六条第一項の規定にかかわらず、法第百三十九条第二項、第百四十条第二項、第百四十一条第四項又は第百四十二条の規定により読み替えて適用する法第三十六条第一項（以下この条及び次条において「読替後の法第三十六条第一項」という。）の規定による届出は、令和六年三月三十一日までの間、様式第九号の四（第二十四条の二第四項の規定により法第三十八条の二第二項の協定の内容を読替後の法第三十六条第一項の規定による届出に付記して届け出る場合にあつては様式第九号の五、労使委員会の決議を届け出る場合にあつては様式第九号の六、労働時間等設定改善委員会の決議を届け出る場合にあつては様式第九号の七）により、所轄労働基準監督署長にしなければならない。
②　（略）	②　（略）
③　第十六条第三項の規定は、第一項の届出について準用する。	（新設）
（削る）	第七十一条　読替後の法第三十六条第一項の協定については、令和六年三月三十一日までの間、第十七条第一項第三号から第七号までの規定は適用しない。
第七十一条　（略）	第七十二条　（略）

様式第九号の四を次のように改める。

―様式第９号の４（第70条関係）　省略―

様式第九号の五を次のように改める。

―様式第９号の５（第70条関係）　省略―

附　則

１　この省令は、令和六年四月一日から施行する。

２　この省令の施行の日前にされた労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第百四十一条第四項の規定により読み替えて適用する同法第三十六条第一項の協定（同条第二項第二号の対象期間の初日が施行の日以後であるもの及び当該協定を更新しようとする旨の協定が同日以後にされるものを除く。）を同日以後に同条の規定により届け出る場合には、なお従前の様式によることができる。

◇医療法第百二十八条の規定により読み替えて適用する労働基準法第百四十一条第二項の厚生労働省令で定める時間等を定める省令（厚生労働省令第６号）

［官報］　令和４年１月 19 日　号外　第 13 号　28～29 頁

https://kanpou.npb.go.jp/20220119/20220119g00013/20220119g000130028f.html

○厚生労働省令第６号

労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第三十六条第二項第五号並びに医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第百二十八条の規定により読み替えて適用する労働基準法第百四十一条第二項及び第三項の規定に基づき、医療法第百二十八条の規定により読み替えて適用する労働基準法第百四十一条第二項の厚生労働省令で定める時間等を定める省令を次のとおり定める。

令和４年１月 19 日　　厚生労働大臣　　後藤　茂之

医療法第百二十八条の規定により読み替えて適用する労働基準法第百四十一条第二項の厚生労働省令で定める時間等を定める省令

第一条　医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第百二十八条の規定により読み替えて適用する労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号。以下「法」という。）第百四十一条第二項の厚生労働省令で定める時間は、労働基準法施行規則（昭和二十二年厚生省令第二十三号。以下「規則」という。）第六十九条の四の規定にかかわらず、次の各号に掲げる規則第六十九条の二に規定する医師（以下「特定医師」という。）の区分に応じ、当該各号に定める時間とする。

一　医療法第百十三条第一項の規定に基づき特定地域医療提供機関として指定されている病院（同法第一条の五第一項に規定する病院をいう。以下この条において同じ。）又は診療所（同法第一条の五第二項に規定する診療所をいう。以下この条において同じ。）（第三条第一項において「特定地域医療提供機関」という。）において当該指定に係る業務に従事する特定医師、同法第百十九条第一項の規定に基づき技能向上集中研修機関として指定されている病院又は診療所（第三条第一項及び附則第二項において「技能向上集中研修機関」という。）において当該指定に係る業務に従事する特定医師又は同法第百二十条第一項の規定に基づき特定高度技能研修機関として指定されている病院又は診療所（第三条第一項及び附則第二項において「特定高度技能研修機関」という。）において当該指定に係る業務に従事する特定医師労働時間を延長して労働させ、及び休日において労働させることができる時間について、一箇月について百時間未満及び一年について一千八百六十時間。ただし、法第三十六条第一項の協定に第三条第一項第二号から第四号までに規定する事項を定めた場合にあっては、一年について一千八百六十時間とする。

二　医療法第百十八条第一項の規定に基づき連携型特定地域医療提供機関として指定されている病院又は診療所（第三条第一項において「連携型特定地域医療提供機関」という。）から他の病院又は診療所に派遣される特定医師（同法第百十八条第一項に規定する派遣に係るものに限る。）　労働時間を延長して労働させ、及び休日において労働させることができる時間について、一箇月について百時間未満及び一年について九百六十時間。ただし、法第三十六条第一項の協定に、第三条第一項第二号から第四号までに規定する事項を定めた場合にあっては、一年について九百六十時間とする。

第二条　医療法第百二十八条の規定により読み替えて適用する法第百四十一条第三項の厚生労働省令で定める時間は、規則第六十九条の五の規定にかかわらず、労働時間を延長して労働させ、及び休日において労働させる時間について、一箇月について百時間未満及び一年について一千八百六十時間とする。ただし、次条第一項第二号に規定する面接指導が行われ、かつ、同項第四号に規定する措置が講じられた特定医師については一年について一千八百六十時間とする。

第三条　特定地域医療提供機関、連携型特定地域医療提供機関、技能向上集中研修機関及び特定高度技能研修機関において法第三十六条第一項の協定をする場合には、規則第六十九条の三第二項の規定にかかわらず、法第三十六条第二項第五号の厚生労働省令で定める事項として、規則第六十九条の三第一項の規定により読み替えて適用する規則第十七条第一項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を定めるものとする。

一　対象期間における一日、一箇月及び一年のそれぞれの期間について労働時間を延長して労働させることができる時間又は労働させることができる休日の日数

二　規則第六十九条の三第二項第二号に規定する管理者（以下この項において「管理者」という。）に、一箇月について労働時間を延長して労働させ、及び休日において労働させる時間が百時間以上となることが見込まれる特定医師に対して同号に規定する面接指導を行わせること。

三　管理者に、前号の規定による面接指導（面接指導の対象となる特定医師の希望により、当該管理者の指定した医師以外の医師が行った面接指導であって、当該管理者がその結果を証明する書面の提出を受けたものを含む。）の結果に基づき、当該面接指導を受けた特定医師の健康を保持するために必要な措置について、当該面接指導が行われた後（当該管理者の指定した医師以外の医師が当該面接指導を行った場合にあっては、当該管理者がその結果を証明する書面の提出を受けた後）、遅滞なく、当該面接指導を行った医師の意見を聴かせること。

四　管理者に、第二号の規定による面接指導を行った医師の意見を勘案し、その必要があると認めるときは、当該面接指導を受けた特定医師の実情を考慮して、遅滞なく、労働時間の短縮、宿直の回数の減少その他の適切な措置を講じさせること。

五　管理者に、医療法第百八条第六項の規定により、一箇月について労働時間を延長して労働させ、及び休日において労働させる時間が特に長時間である特定医師に対して労働時間の短縮のために必要な措置を講じさせること。

六　管理者に、医療法第百二十三条第一項及び第二項の規定により、休息時間を確保させること。

２　前項第三号の書面は、当該特定医師の受けた面接指導について、次に掲げる事項を記載したものでなければならない。

一　実施年月日

二　当該面接指導を受けた特定医師の氏名

三　当該面接指導を行った医師の氏名

四　当該面接指導を受けた特定医師の睡眠の状況

五　当該面接指導を受けた特定医師の疲労の蓄積の状況

３ 第一項第二号から第五号までの事項は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める場合には、法第三十六条第一項の協定に定めないことができる。一第一項第二号から第四号までに掲げる事項一箇月について労働時間を延長して労働させ、及び休日において労働させる時間が百時間以上となることが見込まれない場合二第一項第五号に掲げる事項一箇月について労働時間を延長して労働させ、及び休日において労働させる時間が特に長時間となることが見込まれない場合

附　則

１　この省令は、令和六年四月一日から施行する。

２　第一条及び第二条（技能向上集中研修機関において当該技能向上集中研修機関が受けた指定に係る業務に従事する特定医師及び特定高度技能研修機関において当該特定高度技能研修機関が受けた指定に係る業務に従事する特定医師に係る部分を除く。）に規定する時間については、令和十八年三月三十一日を目途に当該時間を規則第六十九条の四及び第六十九条の五に規定する時間とすることを目標として、この省令の施行後三年ごとに、特定医師の労働時間の動向その他の状況を勘案して必要な見直しを行うものとする。

◇<u>良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を推進するための医療法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備及び経過措置に関する省令（厚生労働省令第７号）</u>

［官報］　令和４年１月 19 日　号外　第 13 号　29～59 頁

https://kanpou.npb.go.jp/20220119/20220119g00013/20220119g000130029f.html

○厚生労働省令第７号

良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を推進するための医療法等の一部を改正する法律（令和三年法律第四十九号）の施行に伴い、及び関係法律の規定に基づき、良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を推進するための医療法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備及び経過措置に関する省令を次のように定める。

令和4年1月19日　　厚生労働大臣　　後藤　茂之

良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を推進するための医療法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備及び経過措置に関する省令

目次

第一章　関係省令の整備（第一条□第七条）
第二章　経過措置（第八条）
附則

◇労働安全衛生規則及び厚生労働省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令の一部を改正する省令（厚生労働省令第８号）

［官報］　令和４年１月 19 日　号外　第 13 号　59～60 頁

https://kanpou.npb.go.jp/20220119/20220119g00013/20220119g000130059f.html

○厚生労働省令第８号

労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）第六十六条の八並びに民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十六年法律第百四十九号）第三条第一項及び第四条第一項の規定に基づき、労働安全衛生規則及び厚生労働省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和4年1月19日　　厚生労働大臣　　後藤　茂之

労働安全衛生規則及び厚生労働省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令の一部を改正する省令

（労働安全衛生規則の一部改正）

第一条　労働安全衛生規則（昭和四十七年労働省令第三十二号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改　正　後	改正前
附　則	**附　則**
（面接指導の対象となる医師の要件等）	
第十九条　法第六十六条の八第一項の厚生労働省令で定める要件は、当分の間、第五十二条の二第一項に定めるもののほか、労働基準法施行規則第六十九条の二に規定する特定医師であつて、一箇月について労働時間を延長して労働させ、及び休日において労働させる時間が百時間以上となることが見込まれる者（以下「面接指導対象医師」という。）のうち、同令第六十九条の三第二項第二号に規定する管理者（以下「管理者」という。）が同号に規定する面接指導を行い、かつ、法第六十六条の八第二項ただし書の書面の提出があつた者以外の者であることとする。	（新設）
２　面接指導対象医師に該当するかどうかの判断は、毎月一回以上、一定の期日を定めて行わなければならない。	
３　面接指導対象医師について、事業者が管理者に労働基準法施行規則第六十九条の三第二項第二号に規定する面接指導を行わせる場合においては、第五十二条の二第三項、第五十二条の三及び第五十二条の四の規定は、適用しない。	
（面接指導対象医師が受けた面接指導の証明）	
第十九条の二　面接指導対象医師に対する面接指導に係る法第六十六条の八第二項ただし	（新設）

書の書面は、第五十二条の五各号に掲げるもののほか、当該面接指導対象医師の睡眠の状況を記載したものでなければならない。 （面接指導対象医師に対する面接指導結果の記録の作成） **第十九条の三**　面接指導対象医師に対する法第六十六条の八第一項に規定する面接指導（同条第二項ただし書の場合において当該面接指導対象医師が受けたものを含む。）に係る第五十二条の六第一項の記録についての同条第二項の規定の適用については、「前条各号に掲げる」とあるのは、「附則第十九条の二に規定する」とする。	（新設）

（厚生労働省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令の一部改正）

第二条　厚生労働省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令（平成十七年厚生労働省令第四十四号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

<table>
<tr><th>改　正　後</th><th>改　正　前</th></tr>
<tr><td>
別表第一（第三条及び第四条関係）
表一
<table>
<tr><td colspan="2">（略）</td></tr>
<tr><td rowspan="3">労働安全衛生規則（昭和四十七年労働省令第三十二号）</td><td>（略）</td></tr>
<tr><td>第五十二条の六　第一項（第五十二条の七の二第二項及び第五十二条の七の四第二項において準用する場合<u>並びに附則第十九条の三の規定により第五十二条の六第二項を読み替える場合</u>を含む。）の規定による面接指導の結果の記録の保存</td></tr>
<tr><td>（略）</td></tr>
<tr><td colspan="2">（略）</td></tr>
</table>
表二～四
別表第二（第五条、第六条及び第七条関係）
<table>
<tr><td colspan="2">（略）</td></tr>
<tr><td rowspan="3">労働安全衛生規則</td><td>（略）</td></tr>
<tr><td>第五十二条の六第一項（第五十二条の七の二第二項及び第五十二条の七の四第二項において準用する場合<u>並びに附則第十九条の三の規定により第五十二条の六第二項を読み替える場合</u>を含む。）の規定による面接指導の結果の記録の作成</td></tr>
<tr><td>（略）</td></tr>
<tr><td colspan="2">（略）</td></tr>
</table>
</td><td>
別表第一（第三条及び第四条関係）
表一
<table>
<tr><td colspan="2">（略）</td></tr>
<tr><td rowspan="3">労働安全衛生規則（昭和四十七年労働省令第三十二号）</td><td>（略）</td></tr>
<tr><td>第五十二条の六　第一項（第五十二条の七の二第二項及び第五十二条の七の四第二項において準用する場合を含む。）の規定による面接指導の結果の記録の保存</td></tr>
<tr><td>（略）</td></tr>
<tr><td colspan="2">（略）</td></tr>
</table>
表二～四
別表第二（第五条、第六条及び第七条関係）
<table>
<tr><td colspan="2">（略）</td></tr>
<tr><td rowspan="3">労働安全衛生規則</td><td>（略）</td></tr>
<tr><td>第五十二条の六第一項（第五十二条の七の二第二項及び第五十二条の七の四第二項において準用する場合を含む。）の規定による面接指導の結果の記録の作成</td></tr>
<tr><td>（略）</td></tr>
<tr><td colspan="2">（略）</td></tr>
</table>
</td></tr>
</table>

附　則

この省令は、令和六年四月一日から施行する。

◇労働基準法施行規則第六十九条の三第二項第二号の規定に基づき厚生労働大臣が定める要件（厚生労働省告示第６号）

［官報］ 令和４年１月 19 日　号外　第 13 号　71 頁

https://kanpou.npb.go.jp/20220119/20220119g00013/20220119g000130071f.html

○厚生労働省告示第６号

労働基準法施行規則（昭和二十二年厚生省令第二十三号）第六十九条の三第二項第二号の規定に基づき、厚生労働大臣が定める要件を次のように定め、令和六年四月一日から適用する。

令和4年1月19日　厚生労働大臣　後藤　茂之

一　労働基準法施行規則（昭和二十二年厚生省令第二十三号）第六十九条の三第二項第二号に規定する管理者（以下「管理者」という。）が、事前に次に掲げる事項を確認した上で、一箇月について労働時間を延長して労働させ、及び休日において労働させる時間（以下「時間外・休日労働時間」という。）が百時間に達するまでの間に行われるものであること。ただし、労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第百四十一条第一項に規定する医業に従事する医師のうち、医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第百二十二条第一項に規定する特定労務管理対象機関において勤務する医師（医療法第百二十八条の規定により読み替えて適用する労働基準法第百四十一条第二項の厚生労働省令で定める時間等を定める省令（令和四年厚生労働省令第六号）第一条第一号及び第二号に掲げる者に限る。）以外の医師については、疲労の蓄積が認められない場合は、時間外・休日労働時間が百時間に達するまでの間又は百時間以上となった後に遅滞なく行われるものであること。

イ　時間外・休日労働時間が百時間以上となることが見込まれる者（以下［面接指導対象医師］という。）の勤務の状況

ロ　当該面接指導対象医師の睡眠の状況

八　当該面接指導対象医師の疲労の蓄積の状況

ニ　ロ及び八に掲げるもののほか、当該面接指導対象医師の心身の状況

ホ　面接指導を受ける意思の有無

二　医療法第百八条第一項に規定する面接指導実施医師（以下「面接指導実施医師」という。）により行われるものであること。

三　当該面接指導を行う面接指導実施医師が、管理者から、面接指導対象医師の労働時間に関する情報その他の面接指導を適切に行うために必要な情報として次に掲げるものの提供を受けていること。ただし、イに掲げる情報については当該面接指導対象医師の時間外・休日労働時間が百時間以上となることが見込まれることの確認を行った後速やかに、ロに掲げる情報については当該面接指導実施医師から当該情報の提供を求められた後速やかに、それぞれ提供されなければならない。

イ　当該面接指導対象医師の氏名及び当該面接指導対象医師に係る第一号イからホまでに掲げる事項に関する情報

ロ　イに掲げるもののほか、当該面接指導対象医師の業務に関する情報であって当該面接指導実施医師が当該面接指導対象医師の面接指導を適切に行うために必要と認めるもの

四　当該面接指導実施医師が次に掲げる事項について確認を行うものであること。

イ　当該面接指導対象医師の勤務の状況

ロ　当該面接指導対象医師の睡眠の状況

八　当該面接指導対象医師の疲労の蓄積の状況

二　ロ及び八に掲げるもののほか、当該面接指導対象医師の心身の状況

◇医師の労働時間短縮等に関する指針（厚生労働省告示第７号）

［官報］ 令和４年１月 19 日　号外　第 13 号　71～73 頁

https://kanpou.npb.go.jp/20220119/20220119g00013/20220119g000130071f.html

○厚生労働省告示第７号

医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第百五条の規定に基づき医師の労働時間短縮等に関する指針を次のよ

うに定め、良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を推進するための医療法等の一部を改正する法律（令和三年法律第四十九号）附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日（令和四年二月一日）から適用する。

令和4年1月19日　　厚生労働大臣　　後藤　茂之

医師の労働時間短縮等に関する指針

本指針は、医師の労働時間短縮等に関する基本的な考え方、医師の時間外労働短縮目標ライン及び各関係者が取り組むべき事項等を示すものである。

第１　基本的な考え方

医師の働き方改革を進めるに当たっては、我が国の医療は医師の自己犠牲的な長時間労働により支えられており、危機的な状況にあるという現状認識を関係者間で共有することが必要である。長時間労働を解消し、医師の健康を確保することは、医師本人にとってはもとより、医療の質や安全を確保することにつながり、今後も良質かつ適切な医療を提供する体制を維持していく上での喫緊の課題である。

同時に、医師の働き方改革については、医師の偏在の解消を含む地域における医療提供体制（医療法（昭和23年法律第205号）第30条の３第１項に規定する医療提供体制をいう。以下同じ。）の革と一体的に進めなければ、医師の長時間労働の本質的な解消を図ることはできない。

このため、国及び地方公共団体、医療機関、医療従事者並びに医療の受け手である国民その他の全ての関係者が一丸となって、改革を進めるために不断の取組を重ねていく必要がある。

第２　医師の時間外労働短縮目標ライン

国は、令和17年度末を目途に、良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を推進するための医療法等の一部を改正する法律（令和３年法律第49号。以下「改正法」という。）第３条の規定による改正後の医療法（以下「新医療法」という。）第113条第１項に規定する特定地域医療提供　関において同項に規定する業務に従事する医師及び連携型特定地域医療提供機関（新医療法第118条第１項に規定する連携型特定地域医療提供機関をいう。以下この第２において同じ。）から他の　院又は診療所に派遣される医師（新医療法第118条第１項に規定する派遣に係るものに限る。以下この第２において同じ。）に適用される労働基準法（昭和22年法律第49号）に基づく時間外・休日労働時間の上限時間数の水準（以下「地域医療確保暫定特例水準」という。）を解消するために「全ての地域医療確保暫定特例水準が適用される医師が到達することを目指すべき年間の時間外・休日労働時間の上限時間数の目標値」として医師の時間外労働短縮目標ライン（以下「短縮目標ライン」という。）を設定する。

短縮目標ラインは、各医療機関が着実に対象となる医師の労働時間を短縮することができるよう、令和17年度末に年間の時間外・休日労働時間数が960時間以下となることを目指し、３年ごとの段階的な目標値を設定することとし、令和６年４月時点における年間の時間外・休日労働時間数に応じて別表のとおり設定する。

地域医療確保暫定特例水準の対象となる医療機関が、労働時間短縮計画（新医療法第113条第２項（新医療法第118条第２項において準用する場合を含む。）に規定する労働時間短縮計画をいう。以下同じ。）において設定することとされている時間外・休日労働時間の上限時間数の目標は、この短縮目標ラインを目安に各医療機関において設定し、労働時間短縮計画に基づく労働時間の短縮を行うものとする。

各医療機関は、それぞれの状況に応じ、できる限り、令和17年度末よりも早い段階で、年間の時閣外・休日労働時間を960時間以下とする目標を達成できるよう取り組むことが望ましく、また、当該目標を達成した医療機関については、さらなる勤務環境の改善に取り組むことが望ましい。

また、国は、地域医療確保暫定特例水準について、段階的な見直しの検討を行いつつ、労働基準法に基づく時間外・休日労働時間の上限時間数の必要な引下げを実施するとともに、短縮目標ラインについても、３年ごとに見直しを検討することとする。

なお、地域医療確保暫定特例水準の引下げは、短縮目標ラインとは別途見直しの検討を行い、また、連携型特定地域医療提供機関から他の病院又は診療所に派遣される医師に適用される時間外・休日労働時間の上限時間数の水準については、地域の医療提供体制確保の観点から、特に丁寧に実態を踏まえて検討を行うこととする。

第３　各関係者が取り組むべき推奨事項等

医師の労働時間の短縮のためには、個々の医療機関における取組だけではなく、地域の医療提供体制確保の

観点からの都道府県における取組や、国も含めた関係機関における取組・支援のほか、国民の医療のかかり方など、様々な立場からの取組が不可欠である。

このため、次に掲げる主体の区分に応じて、それぞれ次に定める事項に取り組むこととする。

１　国及び都道府県に求められる事項

⑴　国に求められる地域における医療提供体制改革と一体となった医師の働き方改革の推進に関する事項

イ　国は、都道府県と緊密に連携し、医師の働き方改革を、地域における医療提供体制の機能分化・連携、医師偏在対策と一体的に推進し、地域医療確保暫定特例水準の終了年限の目である令和17年度末に向けて、どの地域にあっても、切れ目のない医療を安心して受けられる体制の構築に取り組むこと。

ロ　国は、医師偏在対策を含む地域における医療提供体制改革の進捗状況や、時間外・休日労働の上限時間規制の適用による地域医療への影響を踏まえて、医師の働き方改革の取組状況を検証すること。

ハ　国は、医師の働き方改革について、医師を始めとした医療関係者の理解の醸成に努めるとともに、各医療機関において、雇用する医師の適切な労務管理や健康確保のための取組が実施されるよう、医療機関に対し必要な支援を行うこと。

⑵　都道府県に求められる国民の適切な医療のかかり方につながるような評価結果の公表に関す　る事項

都道府県は、各医療機関の労働時間短縮に向けた取組状況等について、改正法第２条の規定による改正後の医療法第107条第１項に規定する医療機関勤務環境評価センターが行った評価の結果を公表するに当たっては、国民の適切な医療のかかり方につながるよう、当該医療機関勤務環境評価センターの所見とともに地域における医療提供体制の全体像や各医療機関の役割等を公表し、より多面的な視点での情報公開を行うこと。

⑶ 国及び都道府県に求められる各都道府県における地域医療確保暫定特例水準及び集中的技能向上水準の運用に関する事項

イ　国は、各都道府県における地域医療確保暫定特例水準並びに新医療法第119条第１項に規定する技能向上集中研修機関において同項に規定する業務に従事する医師及び特定高度技能研修機関（新医療法第120条第１項に規定する特定高度技能研修機関をいう。３の⑥において同じ。）において新医療法第120条第１項に規定する業務に従事する医師に適用される労働基準法に基づく時間外・休日労働時間の上限時間数の水準（以下「集中的技能向上水準」という。）の運用状況（特定労務管理対象機関（新医療法第122条第１項に規定する特定労務管理対象機関をいう。以下同じ。）の指定や評価の状況を含む。）について情報収集を行い、必要に応じて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の４第１項の規定により、都道府県に対し技術的助言等を行うとともに、各都道府県における着実な医師の働き方改革の推進に資するよう、必要な情報の横展開等を行うこと。

ロ　都道府県は、地域医療確保暫定特例水準及び集中的技能向上水準の適切な運用を通じて、各都道府県における着実な医師の働き方改革の推進に取り組むこと。

ハ　都道府県知事、保健所を設置する市の市長又は特別区の区長は、面接指導（新医療法第108条第１項の面接指導をいう。３の⑶のイにおいて同じ。）、同条第５項及び第６項の規定による措置並びに新医療法第123条第１項本文及び第２項後段の規定による休息時間の確保（以下「追加的健康確保措置」と総称する。）の履行確保のため、医療法第25条第１項の規定に基づく立入検査において、医療機関における追加的健康確保措置の実施状況の確認を行い、医療機関に対し必要な助言・指導を行うこと。

２　地域の医療関係者に対する推奨事項

地域の医療関係者は、個々の医療機関においては解消できない、地域における構造的な医師の長時間労働の要因に対し、医療法第30条の14第１項に規定する協議の場（地域医療構想調整会議）、同法第30条の18の２第１項に規定する協議の場（地域の外来医療に関する協議の場）又は同法第30条の23第１項に規定する地域医療対策協議会における協議等を通じて、地域の医療機関の役割分担や夜間及び休日における救急対応の輪番制の構築等、地域における医療提供体制における機能分化・連携を推進し、地域全体で医師の働き方改革に取り組むことが推奨される。

３　医療機関に対する推奨事項

医療機関は、次の事項に取り組むことが推奨される。

⑴　適切な労務管理の実施等に関する事項

イ　医療機関は、雇用する医師の適切な労務管理を実施することが求められるとともに、自院における医師の働き方改革の取組内容について院内に周知を図る等、医療機関を挙げて改革に取り組む環境を整備すること。

ロ　特定労務管理対象機関の指定を受けた医療機関においては、労働基準法第36条第１項の協定で定める時間外・休日労働時間の上限時間数について、当該医療機関における地域医療確保暫定特例水準又は集中的技能向上水準の対象となる業務に必要とされる時間数であることを合理的に説明可能な時間数を設定するとともに、当該医療機関の労働時間短縮の取組実績に応じて上限時間数の引下げを行うこと。

⑵　タスク・シフトノシェアの実施等に関する事項

各医療機関の実情に合わせ、各医療専門職種の職能を活かして良質かつ適切な医療を効率的に提供するためにタスク・シフトノシェアに取り組み、当該取り組みを推進するために研修や説明会の開催等の方策を講ずること。

⑶　医師の健康確保に関する事項

イ　医療機関の管理者は、面接指導において、新医療法第108条第１項に規定する面接指導実施医師が何らかの措置が必要と判定・報告を行った場合には、その判定・報告を最大限尊重し、同条第５項に規定する面接指導対象医師の健康確保のため必要な措置を講じること。

ロ　特定労務管理対象機関の管理者は、医師の副業・兼業先の労働時間を把握する仕組みを設け、副業・兼業先の労働時間も考慮して新医療法第123条第１項本文の休息時間（ハにおいて「勤務間インターバル」という。）を確保できるような勤務計画を作成すること。

ハ　副業・兼業先との間の往復の移動時間は、各職場に向かう通勤時間であり、通常、労働時間に該当しないが、遠距離の自動車の運転を行う場合のように休息がとれないことも想定されることから、別に休息の時間を確保するため、特定労務管理対象機関の管理者は、十分な勤務間インターバルが確保できるような勤務計画を作成すること。

ニ　特定労務管理対象機関の管理者は、災害時等の場合において、新医療法第123条第４項の規定により新医療法第123条第１項本文及び第２項後段の規定による休息時間の確保を行わないことができるとされた場合であっても、休息時間の確保が可能となり次第速やかに、十分な休息を付与すること。

⑷　各診療科において取り組むべき事項

イ　各診療科の長等は、各診療科の医師の労働時間が所定労働時間内に収まるよう、管理責任を自覚し、必要に応じ、業務内容を見直すこと。

ロ　特にタスク・シフトノシェアの観点から業務を見直し、医師以外の医療専門職種等と協議の場を持ち、効率的な業務遂行に向けた取組を計画し、実行すること。

⑸　労働時間短縮計画のＰＤＣＡサイクルにおける具体的な取組に関する事項

イ　医師を含む各医療専門職種が参加しながら、年１回のＰＤＣＡサイクルで、当該医療機関に勤務する医師の労働時間の状況の分析、労働時間短縮計画の作成及び取組状況の自己評価を行うこと。

ロ　労働時間短縮計画については、対象となる医師に対して、時間外・休日労働時間の上限時間数及び同計画の内容について十分な説明を行い、意見聴取等により十分な納得を得た上で作成すること。

ハ　各医療機関の状況に応じ、当該医療機関に勤務する医師のうち、労働基準法に基づく時間外・休日労働時間の上限時間数が年960時間以下の水準が適用される医師についても労働時間短縮計画を自主的に作成し、同計画に基づいて取組を進めること。

⑹　技能研修計画に関する医療機関内における相談体制の構築（特定高度技能研修機関関係）

良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を推進するための医療法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備及び経過措置に関する省令（令和４年厚生労働省令第７号）第２条の規定による改正後の医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）第101条第１項の高度な技能を習得するための研修に関する計画（技能研修計画）と当該技能を修得するための研修の実態が乖離するような場合に対応できるよう、医療機関内において、医師からの相談に対応できる体制を構築すること。

４　医師に対する推奨事項

医師は、医師自身の働き方改革に関して次の事項に取り組むことが推奨される。

① 医師は、長時間労働による疲労蓄積や睡眠負債が、提供する医療の質や安全性の低下につながることを踏まえ、自らの健康を確保することが、自身にとっても、また、医療機関全体としてより良質かつ適切な医療を提供する上でも重要であることを自覚し、その認識の下に自らの業務内容や業務体制の見直し等を行い、働き方改革に自主的に取り組むこと。

② 副業・兼業を行うに当たっては、自己の労働時間や健康状態の把握・管理に努め、副業・兼業先の労働時間を主たる勤務先に適切に自己申告すること。

５ 国民に対する推奨事項

医師の働き方改革を進め、医師の健康を確保することは、医師によって提供される医療の質や安全を確保することにつながり、国民にとっても重要な問題であることから、国民は、医療のかかり方に関して次の事項に取り組むことが推奨される。

⑴ 医師の働き方改革は、医療提供者だけで完結するものではなく、国民の医療のかかり方に関する理解が不可欠であり、国民は、自らの医療のかかり方を見直すこと。

⑵ 具体的には、かかりつけの医療機関を持つ、子ども医療電話相談事業（＃8000）や救急安心センター事業(#7119)等の電話相談を利用し、夜間・休日の不急の受診を控える、救急車の適切な利用を心がける等の取組を行うこと。

別表（第２関係）

	短縮目標ライン
令和９年の時間外・休日労働時間数	ｔ－（ｔ −960）／４ 時間以下
令和12年の時間外・休日労働時間数	ｔ－２×（ｔ −960）／４ 時間以下
令和15年の時間外・休日労働時間数	ｔ－３×（ｔ −960）／４ 時間以下
令和18年の時間外・休日労働時間数	60 時間以下

備考

この表における算定式中におけるｔは令和６年４月時点における年間の時間外・休日労働時間数とする。

◇医療法第百十条第一項ただし書の規定に基づき厚生労働大臣の定める基準（厚生労働省告示第８号）

［官報］ 令和４年１月 19 日 号外 第 13 号 73 頁

https://kanpou.npb.go.jp/20220119/20220119g00013/20220119g000130073f.html

○厚生労働省告示第８号

医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第百十条第一項ただし書の規定に基づき、医療法第百十条第一項ただし書の規定に基づき厚生労働大臣の定める基準を次のように定め、令和六年四月一日から適用する。

令和4年1月19日　　厚生労働大臣　　後藤　茂之

医療法第百十条第一項ただし書の規定に基づき厚生労働大臣の定める基準

医療法(昭和二十三年法律第二百五号)第百十条第一項ただし書の規定に基づき厚生労働大臣の定める基準は、宿日直勤務で断続的な業務について、労働基準法施行規則（昭和二十二年厚生省令第二十三号）第二十三条の許可を受けたものであることとする。

◇医療法施行規則第八十条第一号の規定に基づき救急医療を提供する病院又は診療所であって厚生労働大臣の定めるもの（厚生労働省告示第９号）

［官報］ 令和４年１月 19 日 号外 第 13 号 73 頁

https://kanpou.npb.go.jp/20220119/20220119g00013/20220119g000130073f.html

○厚生労働省告示第９号

医療法施行規則（昭和二十三年厚生省令第五十号）第八十条第一号の規定に基づき、医療法施行規則第八十条第一号の規定に基づき救急医療を提供する病院又は診療所であって厚生労働大臣の定めるものを次のように定め、令和六年四月一日から適用する。

令和4年1月19日　　厚生労働大臣　　後藤　茂之

医療法施行規則第八十条第一号の規定に基づき救急医療を提供する病院又は診療所であって厚生労働大臣の定めるもの

医療法施行規則（昭和二十三年厚生省令第五十号）第八十条第一号の規定に基づき救急医療を提供する病院又は診療所であって厚生労働大臣の定めるものは、次に掲げるものとする。

一　医療計画（医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第三十条の四第一項に規定する医療計画をいう。次号において同じ。）において三次救急医療機関として位置づけられている病院又は診療所

二　医療計画において二次救急医療機関として位置づけられている病院又は診療所であって、次に掲げる要件を満たすもの

イ　年間の救急車の受入件数が千件以上であること又は当該病院若しくは診療所が表示する診療時間以外の時間、休日若しくは夜間に受診した患者のうち、診察後直ちに入院となった患者の数が年間五百人以上であること。

ロ　医療法第三十条の四第二項第四号又は第五号の事業の確保について重要な役割を担う病院又は診療所であること。

****

[5] ***健康安全***

◇花粉の飛散、2月上旬から　関東や九州、民間気象会社予想

＜共同通信　2022年1月19日＞　https://nordot.app/856445472483917824?c=39546741839462401

民間気象会社ウェザーニューズ（千葉市）は19日、今年の花粉の飛散予想を発表した。スギの花粉が2月上旬から関東や九州を中心に飛び始め、2月中には東北南部や北陸、甲信、東海、近畿、中国、四国まで広がる。東北北部は3月上旬、北海道（シラカバ花粉）では4月下旬に始まる見通し。

同社によると、2月下旬から3月下旬には、西・東日本の広い範囲でスギ花粉の飛散のピークを迎える。ヒノキの花粉は3月下旬から4月中旬に最も多くなりそうだ。

スギ、ヒノキ、シラカバを合わせた花粉の飛散量は、21年春と比べると北日本や北陸、甲信で多く、関東や東海では同程度、西日本では少ないという。

****

[6] ***温暖化対策関係***

◇平均気温が7年連続で高水準　温暖化傾向続く、国連警告

＜共同通信　2022年1月19日＞　https://nordot.app/856501604857036800?c=39546741839462401

国連専門機関の世界気象機関（WMO）は19日、2021年の世界の平均気温が15年から7年連続で1800年代後半の水準を1度以上上回ったと明らかにし、「地球温暖化傾向は続くとみられる」と警告した。観測史上最高記録は更新しなかった。

WMOのターラス事務局長は、南米ペルー沖の海水温が下がり気温を押し下げる効果がある「ラニーニャ現象」が20年から続き「21年は近年と比較すると温暖化は比較的抑えられた」と指摘。だが大気中に蓄積された温室効果ガスの濃度は高い状態のままで、1980年代以降は10年間の平均気温は過去最高を更新し続けているとしている。

****

[7] ***関連会議等の開催案内、記録・報告、資料等***

[開催案内]

・厚生科学審議会（予防接種・ワクチン分科会 副反応検討部会）　　1月21日

＜厚生労働省　2022年1月19日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=g3msnijk2gqh67ARY

（1）新型コロナワクチンの接種及び副反応疑い報告の状況並びに接種後の健康状況に係る調査等について

（2）麻しん、風しん、おたふくかぜ、水痘、帯状疱疹、肺炎球菌（23価）、HPV、百日せき、ジフテリア、破傷風、不活化ポリオ、肺炎球菌（13価）、Hib、BCG、日本脳炎、B型肝炎、ロタウイルスのワクチンの安全性について

（3）その他

・第 102 回労働政策審議会労働条件分科会労災保険部会（議事録）　　12 月 14 日
＜厚生労働省　2022 年 1 月 19 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=Y5lMfsgEOupBCyrxY
（１）労働者災害補償保険法施行規則及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則の一部を改正する省令案の要綱等について（諮問）
（２）令和３年度第２回社会復帰促進等事業に関する検討会について（報告）
（３）その他
・第 75 回厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会副反応検討部会、令和 3 年度第 26 回薬事・食品衛生審議会薬事分科会医薬品等安全対策部会安全対策調査会（合同開催）（ペーパーレス、Web 会議）の開催について
　　1 月 21 日
＜厚生労働省　2022 年 1 月 19 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=S7FkVuAsEsJpIwjZY
（１）新型コロナワクチンの接種及び副反応疑い報告の状況並びに接種後の健康状況に係る調査等について
（２）麻しん、風しん、おたふくかぜ、水痘、帯状疱疹、肺炎球菌（23 価）、HPV、百日せき、ジフテリア、破傷風、不活化ポリオ、肺炎球菌（13 価）、Hib、BCG、日本脳炎、B 型肝炎、ロタウイルスのワクチンの安全性について
（３）その他
・産業構造審議会産業技術環境分科会研究開発・イノベーション小委員会　第 59 回評価ワーキンググループ
　　1 月 25 日
＜経済産業省　2022 年 1 月 19 日＞
https://wwws.meti.go.jp/interface/honsho/committee/index.cgi/committee/43033
1. 令和３年度技術評価実施計画（中間・終了時評価）の修正について（報告）
2. 研究資金制度プログラムの評価について（審議）
3. 令和３年度補正予算による新規研究開発事業に係る事前評価について（審議）【非公開】
・総合資源エネルギー調査会　省エネルギー・新エネルギー分科会　省エネルギー小委員会　工場等判断基準ワーキンググループ（令和３年度第４回）　　2 月 1 日
＜経済産業省　2022 年 1 月 19 日＞
https://wwws.meti.go.jp/interface/honsho/committee/index.cgi/committee/43034
1. ベンチマーク対象業種拡大に係る個別論点について
2. 工場等判断基準ワーキンググループ中間取りまとめ（案）について
・統合的気候モデル高度化研究プログラム 令和 3 年度成果報告会開催のお知らせ　　2 月 3 日
＜文部科学省　2022 年 1 月 19 日＞　http://mailmaga.mext.go.jp/c/agc5ac498rhDmhbG
・研究計画・評価分科会（第 79 回）の開催について　　1 月 26 日
＜文部科学省　2022 年 1 月 19 日＞　http://mailmaga.mext.go.jp/c/agc5ac498rhDmhbJ
1. 研究開発課題の評価について
2. 研究 DX の推進について
3. 分野別研究開発プラン（仮称）について
4. その他

[開催記録、報告、資料等]

・第 102 回労働政策審議会労働条件分科会労災保険部会（議事録）　　12 月 14 日
＜厚生労働省　2022 年 1 月 19 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=Y5lMfsgEOupBCyrxY
（１）労働者災害補償保険法施行規則及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則の一部を改正する省令案の要綱等について（諮問）
（２）令和３年度第２回社会復帰促進等事業に関する検討会について（報告）
（３）その他
・科学技術・学術審議会 大学研究力強化委員会（第 1 回）資料　　12 月 1 日
＜文部科学省　2022 年 1 月 19 日＞　http://mailmaga.mext.go.jp/c/agc5ac498rhDmhbK

1. 大学研究力強化委員会の設置等について
2. 大学の研究力の現状・課題等について
3. 大学ファンドの創設に向けた状況
4. 「地域中核・特色ある研究大学総合振興パッケージ」の検討状況
5. その他

・科学技術・学術審議会 大学研究力強化委員会（第２回）配布資料　　1 月 17 日
＜文部科学省　2022 年 1 月 19 日＞　http://mailmaga.mext.go.jp/c/agc5ac498rhDmhbL
1. 大学研究力強化に向けた取組　（1. 世界と伍する研究大学の実現に向けた大学ファンドの創設 2. 地域中核・特色ある研究大学総合振興パッケージ 3. 大学の強みや特色を伸ばす取組の強化（大学研究力関係））
2. その他

・世界と伍する研究大学の実現に向けた制度改正等のための検討会議（第５回）議事録　　12 月 24 日
＜文部科学省　2022 年 1 月 19 日＞　http://mailmaga.mext.go.jp/c/agc5ac498rhDmhbM
1. 制度改正に向けた論点整理（案）について
2. その他

****

[8] ***その他***

◇***インフルエンザ、感染症関係***

・千葉県における高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜の確認（家きん国内 14 例目）について
＜環境省　2022 年 1 月 19 日＞　https://www.env.go.jp/press/110465.html
・千葉県における高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜の確認（国内 14 例目）及び「農林水産省鳥インフルエンザ防疫対策本部」の持ち回り開催について
＜農林水産省　2022 年 1 月 19 日＞　https://www.maff.go.jp/j/press/syouan/douei/220119.html
---

・スペインからの家きん肉等の一時輸入停止措置について
＜農林水産省　2022 年 1 月 19 日＞　https://www.maff.go.jp/j/press/syouan/douei/220119_5.html
---

◇***薬物関係***

・薬物乱用防止に関する情報
＜厚生労働省　2022 年 1 月 19 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=f4VQYtQYJvZdFzftY

◇***新化学物質、化学物質新利用技術等***

・半固体電池、量産可能に　山形大、性能と安全性向上
＜共同通信　2022 年 1 月 19 日＞　https://www.47news.jp/news/7308800.html
山形大の研究グループなどが、一般的なリチウムイオン電池に使われる、液体の電解質をゲル状素材に置き換えた「半固体電池」を開発、量産化にめどを付けた。液漏れや発火の危険が少なく、軽量化や高速充電も実現。従来の電池に代わる安全で高性能な次世代電池の開発が激化する中、商品化も進めており、普及に弾みをつける狙いだ。

◇***その他***

・阪大、東大につぐ国公立３位の学生数に　新大学の学長が目指す姿とは
＜朝日新聞 2022 年 1 月 19 日＞　https://www.asahi.com/articles/ASQ1L32VGQ1DPTIL02V.html
今年４月、大阪府立大と大阪市立大（以下、府大と市大）が統合して「大阪公立大」が開学する。まもなく始まる一般選抜などを経て入学する新入生は、新大学の「1 期生」だ。入学定員は国公立大で全国３位と規模も大きい。どのような大学を目指すのか。学長予定者の辰巳砂（たつみさご）昌弘氏（66）に聞いた。
まずは日本の皆さんに知ってもらう
　――新大学の目標は。

公立の総合大学として、子どもの貧困や地域医療といった大阪が抱える課題を解決したい。地域に貢献しつつ、世界的な研究も担っていく。その両者がなければ、信頼される大学にはなれない。

大阪公立大学長予定者の辰巳砂昌弘氏（撮影時のみマスクを外してもらいました）=2021 年 12 月 27 日、堺市中区、安井健悟撮影

まったくの新しい大学で、世界的な知名度はゼロ。まずは日本のみなさんに知ってもらえるように頑張りたい。世界大学ランキングは、それ自体が目的ではないが、重要な指標になる。ゆくゆくは上位を目指したい。

「総合知」を駆使した研究を

――どんな学部に力を入れたいと考えるか。

もともと府大は工学、農学…

********** 以上 **********